

(写)

健発0327第25号
平成31年3月27日

各
$$\begin{cases} \text{都道府県知事} \\ \text{保健所設置市市長} \\ \text{特別区区長} \end{cases}$$
 殿

厚生労働省健康局長
(公印省略)

特定感染症検査等事業について

標記については、平成14年3月27日付健発第0327012号本職通知「特定感染症検査等事業について」の別紙「特定感染症検査等事業実施要綱」に基づき行われているところであるが、今般、その一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成31年4月1日から適用することとしたので通知する。

(別添)

「特定感染症検査等事業実施要綱」新旧対照表 (変更箇所は下線表示)

新	旧
<p>特定感染症検査等事業実施要綱</p> <p>1. 事業目的 (略)</p> <p>2. 事業の実施主体 (略)</p> <p>3. 事業内容 保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患）並びにHTLV-1に関する検査事業及び相談事業、HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業、風しん抗体検査事業、職域健診HIV・性感染症検査モデル事業並びに緊急風しん抗体検査等事業に対して補助をするものである。 なお、各事業の詳細については以下のとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業 <u>平成26年3月31日健肝発0331第1号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」の別紙「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に定める事業</u></p>	<p>特定感染症検査等事業実施要綱</p> <p>1. 事業目的 (略)</p> <p>2. 事業の実施主体 (略)</p> <p>3. 事業内容 保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患）並びにHTLV-1に関する検査事業及び相談事業、HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業、風しん抗体検査事業、職域健診HIV・性感染症検査モデル事業並びに緊急風しん抗体検査等事業に対して補助をするものである。 なお、各事業の詳細については以下のとおりとする。 (1)～(2) (略) (3) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業 <u>ア 肝炎ウイルス検査</u> <u>保健所又は委託医療機関等においてB型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査を実施。</u> <u>イ B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業</u> <u>ウ 陽性者フォローアップ事業</u> <u>(ア) 陽性者のフォローアップ</u> <u>肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者に対し、医療機関への受診勧奨等を実施。</u> <u>(イ) 検査費用の助成</u> <u>初回精密検査及び定期検査に係る費用の助成を実施。</u></p>

<p>(4) 風しん抗体検査事業 ア～ウ (略) <u>エ 普及啓発</u> <u>風しんに関する普及啓発を実施。</u> (5)、(6) (略)</p> <p>4. 実施に当たっての留意事項 (略)</p> <p>5. 経費の負担 (略)</p>	<p>(4) 風しん抗体検査事業 ア～ウ (略) <u>(新設)</u></p> <p>(5)、(6) (略)</p> <p>4. 実施に当たっての留意事項 (略)</p> <p>5. 経費の負担 (略)</p>
--	--

特定感染症検査等事業について

健発第 0327012 号
平成 14 年 3 月 27 日

最終一部改正 健発 0327 第 25 号
平成 31 年 3 月 27 日

別紙

特定感染症検査等事業実施要綱

1. 事業目的

この事業は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）に基づく「性感染症に関する特定感染症予防指針」（平成 12 年厚生省告示第 15 号）に定められる性感染症に関する検査及び相談事業並びに HTLV-1（ヒト T 細胞白血病ウイルス 1 型）に関する検査及び相談事業並びに感染症法に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成 30 年厚生労働省告示第 9 号）に定められる HIV 抗体検査及びエイズに関する相談事業並びにウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業並びに風しん抗体検査事業並びに職域健診 HIV・性感染症検査モデル事業を推進することにより、これらの感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的とする。

2. 事業の実施主体

この事業の実施主体は、次のとおりとする。

(1) 3 の (1)、(3) 及び (4) の事業

都道府県、政令市（地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条の政令で定める市をいう。以下同じ。）及び特別区

(2) 3 の (2) の事業

平成 25 年 3 月 29 日健発 0329 第 19 号厚生労働省健康局長通知「HIV 検査・相談事業について」の別紙「HIV 検査・相談事業実施要綱」に定める自治体

(3) 3 の (5) の事業

平成 30 年 7 月 13 日健発 0713 第 2 号厚生労働省健康局長通知「職域健診 HIV・性感染症検査モデル事業について」の別紙「職域健診 HIV・性感染症検査モデル事業実施要綱」に定める自治体

(4) 3 の (6) の事業

市区町村

3. 事業内容

保健所等で行う性感染症（性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症の5疾患）並びにHTLV-1に関する検査事業及び相談事業、HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業、風しん抗体検査事業、職域健診HIV・性感染症検査モデル事業並びに緊急風しん抗体検査等事業に対して補助をするものである。

なお、各事業の詳細については以下のとおりとする。

（1）性感染症・HTLV-1検査及び相談事業

- ア 保健所における性感染症に指定した5疾患及びHTLV-1の検査事業
- イ 保健所における性感染症に指定した5疾患及びHTLV-1の相談事業

（2）HIV抗体検査及びエイズに関する相談事業

平成25年3月29日健発0329第19号厚生労働省健康局長通知「HIV検査・相談事業について」の別紙「HIV検査・相談事業実施要綱」に定める事業

（3）ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

平成26年3月31日健肝発0331第1号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について」の別紙「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領」に定める事業

（4）風しん抗体検査事業

ア 実施方式

医療機関等への委託による実施又は保健所において実施。

イ 対象者

主として、妊娠を希望する女性とする。

ただし、過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は除く。

ウ 費用徴収

本検査に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

エ 普及啓発

風しんに関する普及啓発を実施。

（5）職域健診HIV・性感染症検査モデル事業

平成30年7月13日健発0713第2号厚生労働省健康局長通知「職域健診HIV・性感染症検査モデル事業について」の別紙「職域健診HIV・性感染症検査モデル事業実施要綱」に定める事業

（6）緊急風しん抗体検査等事業

ア 実施方式

医療機関等への委託による実施又は保健所等において実施。

イ 対象者

1962年（昭和37年）4月2日から1979年（昭和54年）4月1日までに生まれた男性とする。

ただし、過去に風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要がないと認められる者は除く。

ウ 費用徴収

本検査に要した費用については、検査受検者からは徴収しないこととする。

エ 事務に要する経費

風しん抗体検査の実施及び記録等に要する経費

4. 実施に当たっての留意事項

本事業の企画及び立案に当たっては、事業を効率的、効果的に実施するため、関係機関等と連携を密にし、地域の実情に応じた事業の推進に努めること。

また、検査等を匿名で行うなど、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮すること。

5. 経費の負担

都道府県、政令市、特別区及び市町村が本実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。